

第 8 期伊勢原市障がい者計画・障がい福祉計画 及び第 4 期障がい児福祉計画策定業務仕様書

1 業務の目的

障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項の規定に基づく「障がい者計画」及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項の規定に基づく「障がい福祉計画」及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づく「障がい児福祉計画」を改定する。

2 概要

(1) 業務名称 第 8 期伊勢原市障がい者計画・障がい福祉計画及び
第 4 期障がい児福祉計画策定に関する基礎調査業務

(2) 委託期間 契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(3) 計画期間

- (ア) 伊勢原市障がい者計画 令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
- (イ) 伊勢原市障がい福祉計画 令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
- (ウ) 伊勢原市障がい児福祉計画 令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

3 作成方針

国・県の法令、ガイドライン、計画及び当市の障害福祉に係る計画との整合性・動向に留意し、アンケート結果による障害者及び市民の意識等を踏まえた計画とすること。

4 委託内容

(1) アンケート調査の配布・回収・集計及び分析

ア 調査対象（予定）

障がい福祉サービス利用者（対象者約 1,000 名）

イ 集計及び結果分析作業（結果の図表・グラフ化、自由回答のまとめを含む）

ウ 報告書の編集

(2) 基礎調査

ア 統計的把握（基礎データの収集調査、分析、整理）

イ 現行計画、事業実績、市が所有する関連データからの課題の抽出

(3) サービス目標量の推計

ア 将来人口推計

イ サービス目標推計（必要量と供給量の将来推計の算定）

(4) 計画策定支援

ア 計画素案（骨子）の作成

イ 計画本編の作成

- (5) パブリックコメント（令和8年12月頃）
パブリックコメントの補助及び結果分析

5 成果品

- (1) 計画書 A4、1色刷り、原版1部、両面印刷2部(簡易印刷)
*グラフ作成、レイアウト編集、ルビ、文字の大きさ等、障害者に配慮した見やすいデザインとし、市の様式に従うこと。
- (2) 上記(1)を収めた電子媒体一式（ワード・エクセルで作成したファイル及びPDF）のファイルを納めたUSBメモリで提出すること。

6 その他

- (1) この業務委託による成果品及び派生する権利など副産物は、すべて委託者に帰属するものとし、受託者は承諾を受けないで他に公表、譲渡、貸与又は使用してはならない。
- (2) 受託者は、委託者が提供する情報等を本業務以外で使用してはならない。
- (3) 受託者は、本業務により知り得た情報を漏らしてはならない。
- (4) 受託者は、アンケート調査、パブリックコメントの資料の内容について、委託者と協議のうえ作成するものとする。
- (5) 受託者は、調査の分析及び業務進行について、委託者と協議しながら行うものとする。
- (6) 受託者は、本仕様書に明示していない事項については、必要の都度、委託者と協議しながら行うものとする。